

平成 23 年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 縮 減 ）

No	1	府 省 庁 名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
見直し項目名	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する事業譲渡等により取得する不動産に係る税額の軽減措置	
見直し内容(概要)	<p>「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する事業譲渡等により取得する不動産に係る税額の減額措置」について、措置の対象を同法に基づく認定を受けた計画に従って事業の譲渡又は一定の場合の資産の譲渡を受ける場合であって、以下のいずれかに該当するケースに限って、不動産の取得に係る不動産取得税の軽減措置を図ることとする。</p> <p>民事再生・会社更生等の法的整理中、私的整理中、債務超過に陥っているなど、認定計画に係る事業が再生局面にある場合 認定計画に係る事業が過剰供給構造にあり、その解消を図る場合 認定事業者が過剰債務を抱えており、その解消を図る場合 認定計画に記載された目標の基準となる年度において、認定事業者が当期純損失を計上している場合 認定事業者にとって採算性の低い低生産性事業から高生産性事業への転換を図る場合</p>	
関係条文	〔 地方税法附則第 11 条の 4 第 5 項・6 項、地方税法施行令附則第 9 条の 3 〕	
増収見込額	(平年度)23 (単位:百万円)	
廃止又は縮減の理由	<p>本措置は、これまで民事再生中や債務超過にある企業、過剰供給構造にある企業などで多く活用されており、本措置を契機として事業譲渡が行われることによって、本来であれば失われる可能性が高い経営資源が有効活用されることになり、当該事業に関わる多くの雇用を維持することに相当の貢献を果たしてきたところである。本措置の活用実績は減少傾向にあるものの、昨今の厳しい雇用情勢を踏まえ、上記 ~ のようなケースにおいては、引き続き政策的支援が必要不可欠であることから、これらのケースに限って本措置による支援を行うこととする。</p>	